

## 登別市選挙啓発用投票用具等の貸出要綱

(目的)

第1条 登別市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、市内の学校に投票用具等の無償貸出しを行うことにより、学校の生徒会役員選挙を通して選挙の重要性和正しいルールを学んでもらい、少年期から選挙に対する関心を高めることを目的とする。ただし、委員会が執行する各種選挙に支障のある場合は、この限りでない。

(貸出用具等の範囲)

第2条 貸出しする投票用具等は、別表のとおりとする。

(貸出期間)

第3条 投票用具等の貸出期間は、原則として5日以内とする。

(貸出手続)

第4条 投票用具等の貸出しを受けようとする学校長は、選挙啓発用投票用具等の貸出申込書（別記様式第1号）に必要事項を記入し、貸出しを受けようとする日の7日前までに、委員会に提出しなければならない。

(貸出の承認)

第5条 委員会は、前条の貸出申込書を受理したときは、速やかにその許可を決定し、学校長に連絡するものとする。

(用具等の搬入及び搬出)

第6条 学校への投票用具等の搬入及び搬出は、原則として委員会が行うものとする。

(利用報告)

第7条 学校長は、投票用具等の使用が終了したときは、選挙啓発用投票用具等利用報告書（別記様式第2号）を委員会へ提出するものとする。

(損害弁償)

第8条 学校で貸出期間内に投票用具等を紛失及び破損した場合に、不可効力又は特別の事情があると委員長が認めたときは、その責めを学校側に問わない。ただし、故意又は悪質な場合は、この限りでない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

## 別表

## 選挙啓発用貸出投票用具等一覧表

品名	内容（規格）	貸出数
投票箱	2,000～5,000票用	適宜
投票用紙記載台	2人用、3人用	適宜
錠	投票箱1台につき2個使用	適宜
かぎ	錠1個につき2個使用	適宜

別記様式第1号（第4条関係）

年 月 日

登別市選挙管理委員会  
委員長 様

学校名：

校長名：

⑩

選挙啓発用投票用具等の貸出申込書

登別市選挙啓発用投票用具等貸出要綱第4条の規定により、次のとおり投票用具等の貸し出しを受けたいので申し込みします。

① 申込期間等

生徒会選挙 投票日	年 月 日	生徒数	
申込期間	年 月 日 ~		年 月 日
搬入日時	月 日 時	搬出日時	月 日 時
申込担当者		電話番号	

② 貸出希望投票用具等

投票用具等名	内容（規格）	個数	備考
投票箱			
投票用紙記載台			
錠			
かぎ			
車椅子			

※ この申込書は、申込期間の初日7日前までに提出してください。

別記様式第2号（第7条関係）

選挙啓発用投票用具等の利用報告書

年 月 日

登別市選挙管理委員会  
委員長 様

学校名：

校長名：

㊞

登別市選挙啓発用投票用具等貸出要綱第7条の規定により、次のとおり投票用具等の利用を報告します。

生徒の反響等

紛失破損があった場合、その理由

※ この報告書は、投票用具等返却後速やかに提出してください。